

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、4年12月22日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信 相談票

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または☎6258-5780

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレス等も相談可 *混雑時は電話がつながりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは、それぞれを単独で接種した場合と比べても有効性や安全性が劣らないため、同時接種が可能です。一方で、インフルエンザワクチン以外のワクチンと新型コロナワクチンの同時接種は、現時点ではできません。片方のワクチン接種後、2週間の間隔を空ける必要がありますので、ご注意ください。

その他の新型コロナワクチン接種に関する情報は、区ホームページをご覧ください。



区HP



区HP(やさしい日本語)

問合せ ▶新型コロナワクチン=墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む) ▶その他のワクチン=保健予防課感染症係☎5608-6191

[問合せ] 保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区HP

区HP(やさしい日本語)



受給を終了した方の再申請期限は**3月31日(予定)まで!**

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。受給を終了した方の再申請の期限は、**3月31日まで延長する予定です。**なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請できます。要件や必要書類、申請方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[問合せ] 暮らし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課受付内)☎5608-6289



墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

以下の全ての要件を満たす方に、傷病手当金を支給します。受給には**申請が必要**です。受給を希望する場合は、**必ず事前に電話でお問い合わせ**ください。

[対象要件] ▶給与等の支払いを受けている被用者である(個人事業主・フリーランスを除く) ▶新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることが医師等により証明される場合で、療養のために労務に服することができない ▶労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない [支給期間] 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間 [支給額] 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 *上限あり [適用期間] 2年1月1日～5年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで) *申請期限は、支給対象となる日ごとに、その翌日から起算して2年以内 [問合せ] ▶墨田区国民健康保険=国保年金課こくほ給付係☎5608-6123 ▶東京都後期高齢者医療制度=広域連合お問合せセンター☎0570-086-519・FAX0570-086-075 *広域連合お問合せセンターの受け付けは、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

建物の耐震性に不安がある方へ 無料耐震相談

区では、木造住宅と非木造建築物の耐震性について、専門家による現地調査・質疑応答・報告を実施しています。耐震診断や耐震改修等に対する助成の相談も可能です。ぜひ、ご利用ください。

[申込み] 事前に電話で防災まちづくり課不燃化・耐震化担当☎5608-6269へ



一人暮らしの体験の場を提供します 自立生活体験事業

区では、精神障害をお持ちの方で、自分らしい暮らし方を探す・めざす人を支援するサービス「自立生活体験事業」を実施します。一人暮らしに向けた体験や、気分転換、休息など、様々な目的で利用できます。

[とこ] 区内各所 [対象] 墨田区に住居票がある18歳以上で、精神科へ通院・入院している方 *ほかにも要件あり [費用] ▶1泊=250円 ▶日帰り=100円 *最長6泊7日まで [相談・見学の申込み] 事前に事業名・住所・氏名・電話番号を、電話またはEメールでNPO法人自立支援センターふるさとの会☎5819-3254・info-gh@hurusatonokai.jpへ *相談・見学後に利用申請(結果は別途通知) *実施場所等の詳細は申込先へ [問合せ] 保健予防課精神保健係☎5608-6506

お済みですか 大人の風しん抗体検査と定期予防接種

風しんの感染拡大防止のため、これまで公的な風しんの予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～54年4月1日生まれの男性を対象に、風しん抗体検査と風しん定期予防接種(抗体価が低かった方のみ)を実施しています。まだ抗体検査を受けていない方にはクーポン券を発行しますので、お申し込みください。



[費用] クーポン券の使用により無料 [申込み] 保健予防課感染症係(区役所3階)☎5608-6191へ *詳細は区ホームページを参照

改訂しました すみだ健康マップ

区内の医療機関等の一覧や地図、区の実施する各種健診・検診等について掲載した「すみだ健康マップ」を改訂しました。問合せ先や各出張所・保健センター等で配布しています。ぜひ、ご覧ください。

[問合せ] 保健計画課保健計画担当(区役所5階)☎5608-6189 *区ホームページでも閲覧可



納期限までに納めてください 特別区民税・都民税(第4期分)

令和4年度特別区民税・都民税(普通徴収分)第4期分の納期限は、1月31日です。納期限までに税務課(区役所2階)、各出張所・金融機関・コンビニエンスストア、モバイルレジ、スマートフォン決済アプリで納めてください。インターネット経由でクレジットカードによる納付も可能です。詳細は区ホームページをご覧ください。また、口座振替をご利用の場合は1月31日が振替日(引き落とし日)ですので、前日までに入金してください。

[問合せ] ▶納付方法等=税務課税務係☎5608-6133 ▶納税相談=税務課納税係☎5608-6142

納付書をお送りします 介護保険料

介護保険料を納付書で納めている方には、1月分～3月分の納付書を1月中旬にお送りしますので、各納期限までに納めてください。

なお、納付書で納めている方のうち、口座振替による納付への変更を希望する場合は、同封の口座振替依頼書でお申し込みください。

[問合せ] 介護保険課資格・保険料担当☎5608-6937